

平成20年度北陸農政局発注者 綱紀保持委員会（第2回）概要

農林水産省では、公共工事における談合事件の発生に鑑み、発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を強化することを目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）を制定しました。

この中で、本省及び地方支分部局に不当な働きかけを受けた場合の調査分析や公表等について調査審議を行う「発注者綱紀保持委員会」を設置することとされました。

北陸農政局においては、平成19年11月21日に「北陸農政局発注者綱紀保持委員会」が設置され、平成20年度においては、第1回委員会を平成20年6月11日に、第2回委員会については平成21年3月2日に開催しました。

（議事概要については、別紙のとおり）

平成20年度北陸農政局発注者綱紀保持委員会（第2回）議事概要

日 時	平成21年3月2日（月） 10時30分 ~ 10時55分
場 所	局長室
出 席 者	
委 員	局長、企画調整室長、消費・安全部消費生活課長、食糧部食糧調整課長、生産経営流通部農産課長、農村計画部農村振興課長、統計部統計調整課長
幹 事	総務部長、総務部総務課長、整備部設計課長、総務部会計課長、
開会挨拶	委員会の趣旨について委員長から説明

概 要

- 1 北陸農政局における談合疑義事実報告について
資料 1
- 2 平成20年度 発注者綱紀保持研修等の実施報告について
資料 2
- 3 平成21年度 発注者綱紀保持研修等の実施計画について
資料 2
- 4 農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの改訂について
資料 3
- 5 北陸農政局発注者綱紀保持委員会設置要領の改正について
資料 4

別記様式第1の2

談 合 疑 義 事 実 報 告 書

局名 (北 陸)

平成20年10月21日

事実を得た日時	平成20年10月 7日 (火) 13時30分
工 事 名	亀田郷農業水利事業 親松排水機場敷地内整備工事
入札(予定)日	平成20年10月 7日 (火) 13時30分
談合があると疑うに足りる事実を申し出た職員	・所属機関名、課名、役職名及び氏名 北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所 庶務課長 茨山 四志章
談合があると疑うに足りる事実を得た根拠	標記工事についての入札にあたり、工事費内訳書をチェックしたところ、二次明細項目同一金額判定において「×」表示(同一金額の項目が5割以上)の業者があることから、全社の二次明細を確認し、15時30分に開札を保留した。 二次明細同一金額 直接工事費11項目の内10項目が同一金額であった。
当該案件の問合せ先	025-231-5141

談合があると疑うに足りる事実を得た根拠となる資料等についても添付すること。

平成 2 0 年度発注者綱紀保持研修等の実施状況

実施結果

開催日・研修等名	受講者	摘要
7 / 2 3 (水) 北陸農政局発注者綱紀保持 講習 (管内工事課長会議を活用)	・ 本局各部契約事務担当者等 ・ 農政事務所契約事務担当者 ・ 国営事業所工事課長等 計 6 4 名	講師 : 大臣官房経理課 柏木監査官
1 1 / 2 0 (木) 北陸農政局発注者綱紀保持 講習 (管内経理担当者会議の活用)	・ 本局各部等、経理担当者等 ・ 農政事務所、経理担当者 ・ 国営事業所、経理担当者 計 7 8 名	講師 : 会計課長

平成 2 1 年度発注者綱紀保持研修等の実施計画

実施計画

開催日・研修等名	受講者	摘要
4月下旬を予定 北陸農政局発注者綱紀保持 講習 (管内所長等会議を活用)	・ 本局整備部担当者 ・ 管内事業所長等 計 2 0 名程度	・ 講師 : 内部職員を予定 (総務課又は会計課)
1 1 月初旬を予定 北陸農政局発注者綱紀保持 講習 (管内用地及び管理担当者会議を活用)	・ 国営事業所用地及び管理 事務担当者 ・ 本局用地課職員 計 4 0 名程度	・ 講師 : 内部職員を予定 (総務課又は会計課)
1 1 月下旬を予定 北陸農政局発注者綱紀保持 講習 (仮称：入札談合の防止に向けて (管内庶務担当者会議を活用)	・ 本局各部事務担当者等 ・ 農政事務所事務担当者 ・ 国営事業所庶務担当者 計 7 0 名程度	・ 講師 : 外部講師の依頼 予定 (公正取引委員会)

平成 2 1 年度発注者綱紀保持研修等の実施方針について

北陸農政局における発注者綱紀保持のための研修については、発注事務を行う全職員を対象とすることから、以下の考え方にに基づき研修等を実施する。

1 . 目 的

発注事務の適切な実施に関する理解を深め、関係法令の遵守及び綱紀の厳正な保持を図ることを目的とする、研修を実施する。

2 . 研修対象者

北陸農政局本局、管内農政事務所及び国営事業所等の発注担当職員及びその他関係職員を対象とする。

3 . 必要に応じて、公正取引委員会及び本省官房経理課等に講師の派遣を依頼する。

4 . その他

上記研修に加え、必要に応じて管内事業所等の諸会議においても、説明の時間を設ける。

農林水産省発注者綱紀保持マニュアルの主な改訂内容

1 , 訓令の運用に関する Q & A の充実

- (1) 勤務時間の内外を問わない職員 O B との接触に関する事項、
マニュアル・・・P 2 4 ~ 2 5
- (2) 訓令に抵触すると思慮される行為を発見した場合や不当な働きかけを受けた場合の報告に関する事項、
マニュアル・・・P 3 1 ~ 3 2
- (2) 事業者等から入室制限を行っている場所への立ち入りや挨拶を受けた場合の対応方法、
マニュアル・・・P 3 3 ~ 3 4

2 , 発注事務の各段階における留意点の追加

「発注事務の各段階における留意点」について、物品購入や役務等の契約に関する留意点の追加。

マニュアル・・・P 4 2 ~ 5 1

3 , 関係法令の改正に伴う改正

- (1) 国家公務員法の改正に伴う内容の追加（不正な行為についての働きかけの規制等）。
マニュアル・・・P 5 3 ~ 5 5
- (2) 懲戒処分の方針について（平成 1 2 年 3 月 3 1 日付け職職 - 6 8 人事事務総長通知）の追加。
マニュアルでの「入札談合等に関する行為」が追加。
マニュアル・・・P 7 2
- (3) 農林水産省公益通報に関するガイドライン（農林水産省職員からの通報（平成 1 8 年 4 月 1 日付け大臣官房秘書課長通知））の内容の追加（弁護士を配置した外部受付・相談窓口の設置等）。
マニュアル・・・P 9 0

北陸農政局発注者綱紀保持委員会設置要領

1 趣旨

公共工事等の発注事務に係る関係法令の遵守はもとより、国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保することが求められている。

このため平成19年7月31日付けで制定された農林水産省発注者綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号。以下「規程」という。)第9条において、発注者綱紀保持委員会を設置することとされたところである。

このことから、北陸農政局に「北陸農政局発注者綱紀保持委員会」(以「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の事務

委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- ア 規程の規定に反するとして、また、第三者からの不当な働きかけを受けたとして報告のあった事案の調査分析及び公表に関する事。
- イ 発注担当者の的確な職務遂行のための研修及び講習の方針に関する事。
- ウ 発注者綱紀保持対策の有資格業者への周知の方策に関する事。
- エ その他の発注者綱紀保持に関して必要な事項に関する事。

3 委員会の構成

(1) 委員は、別紙のとおりとし、委員長は局長とする。

なお、委員のうち特に建設工事の発注に係る委員を幹事とする。

(2) 特定の事項に限定した調査審議を行うため委員会に小委員会を設置することができる。

(3) 小委員会に属する委員は、委員長が指名する。

(4) 小委員会に属する委員の中から、小委員会の委員長を互選するものとする。

(5) 必要に応じて、委員会及び小委員会に外部委員を置くことができる。

(6) 外部委員を置く場合は、学識経験のある者のうちから、委員長が委嘱する。

(7) 外部委員の任期は2年とし、再任されることができる。

(8) 外部委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

4 定例会議

- (1) 定例会議は、委員長が招集し、原則として毎年度2回開催する。
- (2) 定例会議は、委員及び外部委員をもって構成する。
- (3) 定例会議は、非公開とし、定例会議の議事概要は、これを公表する。

5 随時会議

- (1) 随時会議は、必要に応じ、委員長が招集する。
- (2) 委員長は、議題に応じて外部委員の意見を聴取し、又は必要に応じ外部員の出席を求めることができる。
- (3) 随時会議は非公開とする。

6 公表方法

本要領に規定された公表事項は、閲覧及びホームページにより公表するものとする。

7 委員会の庶務

委員会の庶務は総務部総務課において行う。ただし、小委員会に関する事務については、小委員会で調査審議する事項を所掌する機関の主管課において行う。

附 則

この要領は、平成19年9月12日から適用する。

この要領は、平成21年2月10日から適用する。

(赤書・改訂カ所)

別 紙

北陸農政局発注者綱紀保持委員会委員

委 員 長	局 長
委 員	企画調整室長
委 員	消費・安全部消費生活課長
委 員	食糧部食糧調整課長
委 員	生産経営流通部農産課長
委 員	農村計画部農村振興課長
委 員	統計部統計調整課長
委員（幹事）	総務部長
委員（幹事）	総務部総務課長
委員（幹事）	総務部人事課長
委員（幹事）	総務部会計課長
委員（幹事）	整備部設計課長
庶 務	総務部総務課